



地域とともに、未来を紡ぐサポーター

富山県信用保証協会

DISCLOSURE 富山県信用保証協会の現況 2026

発行：2026年8月

制作：富山県信用保証協会

〒930-8565 富山県 富山市 総曲輪 2丁目 1番3号

富山商工会議所ビル2・4・5階

TEL：076-423-3171（代表）



ホームページ



LINE

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF TOYAMA

DISCLOSURE

富山県信用保証協会の現況

2026

DISCLOSURE

2026

富山県信用保証協会の現況

どんな時も、中小企業を支え、地域に寄り添う

DISCLOSURE

CONTENTS

ごあいさつ 富山県信用保証協会 会長	01	令和7年度事業報告	18
富山県信用保証協会の概要（基本情報／沿革）	02	令和7年度経営計画 実績	20
信用保証協会の役割／富山県信用保証協会の理念	03	令和7年度決算	24
信用補完制度 信用保証の内容	04	第7次中期事業計画	28
[令和7年度の取組み]		令和8年度経営計画	30
01_資金繰り支援	06	コンプライアンス態勢	32
02_金融機関との連携	08	個人情報保護宣言	33
03_創業支援	09	組織体制	34
04_経営支援	10	役員	35
05_カイゼン塾	11	アクセス	36
06_事業再生支援	12	ディスクロージャー満足度調査アンケート	
07_アイラーレの活動	13		
08_関係機関との連携	14		
09_人財育成	15		
10_業務改善／広報活動	16		
11_SDGsの取組み	17		

ごあいさつ

富山県信用保証協会

会長 浜田 満広



平素は富山県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年度の県内経済情勢を振り返りますと、一部に弱い動きがみられ、個人消費は緩やかに持ち直しているものの、生産活動は弱含む等、横這いの状況で推移しました。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって持ち直しが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動を注視する必要があります。

とりわけ、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、原材料費やエネルギーコストの上昇、十分に進まない価格転嫁、人手不足や賃上げへの対応等に加え、中東情勢の悪化による更なる価格上昇や材料入手難など、引き続き厳しい状況が続くとともに、コロナ禍で増大した債務や金利上昇への対応等も課題となっております。

企業倒産も増加の傾向、特に大型化の傾向が見られ、事故報告も増加するなど、引き続き注意が必要な状況にあります。

このような中、当協会といたしましては、県内の中小企業・小規模事業者の経営の安定、持続的発展等を支援する役割を全うすべく、国、県及び市町村の施策を担いつつ、金融機関や関係団体の皆さまと連携しながら、適切な信用保証機能の発揮と経営支援の充実に努めてまいりました。

経営支援部門においては、富山県・日本政策金融公庫と事業承継・創業支援に関する覚書を締結、富山県新世紀産業機構と業務連携・協力に関する覚書を締結し、関係機関との

更なる連携のもと、創業及び事業承継支援の強化を図りました。

また、個々の事業者の実情に応じ、専門家派遣による経営改善支援や中小企業支援機関と連携した再生支援・再チャレンジ支援にも取り組み、また、事業者の皆さまの即効性のある収益力向上を図るため、2回目となる「カイゼン塾」を開催いたしました。

今後につきましても、中小企業・小規模事業者に対するきめ細かい経営状況の把握と早期の経営改善等を促すための積極的な支援が重要であり、今後とも顧客目線・現場主義・スピード重視の視点のもと、「地域とともに、未来を紡ぐサポーター」として、新たに制定したパーパス「どんな時も、中小企業を支え、地域に寄り添う」ために、積極的な支援を役職員一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

こうした当協会の取り組みについて、多くの皆さまにご理解を深めていただくため、「Disclosure富山県信用保証協会2026」を発行いたしました。本誌は、信用保証制度の仕組みや役割に係る解説、本協会の経営計画ならびに業務内容及び運営状況や具体的な取組みなどについてご説明したもので、当協会に対するご理解と信用保証制度の有効なご活用につながれば幸いに存じます。

金融機関・関係機関の皆さまとこれまで以上に連携し、事業者の皆さまに寄り添った支援に努めてまいります所存でございます。

今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

令和8年8月

富山県信用保証協会の概要（基本情報／沿革）

信用保証協会は、国、県、市町村、金融機関の出資により「信用保証協会法」に基づく保証専門機関として、県及び4市（横浜、川崎、名古屋、岐阜）にあります。

富山県信用保証協会は昭和24年1月に設立されました。



基本情報

設 立	昭和24年 1 月 社団法人富山県信用保証協会設立 昭和24年12月 財団法人富山県信用保証協会に改組 昭和29年 9 月 信用保証協会法に基づく特殊法人に組織変更
根 拠 法 律	信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）
基 本 財 産	206億91百万円（令和8年3月末現在）
保証利用企業者数	12,538企業（令和8年3月末現在）
保 証 債 務 残 高	27,005件 2,786億55百万円（令和8年3月末現在）
役 職 員 数	役員（理事）：19名 役員（監事）： 3名 職員：51名（嘱託・臨時職含む）（令和8年4月10日現在）
事 務 所	富山市総曲輪 2丁目1番3号（富山商工会議所ビル2階、4階、5階）

沿 革

1949（昭和24）年	1月	社団法人富山県信用保証協会設立
	12月	社団法人を財団法人に組織変更
1954（昭和29）年	4月	事務所移転（富山市総曲輪455番地 富山市公会堂3階）
	9月	財団法人を特殊法人に組織変更
1965（昭和40）年	4月	事務所移転（富山市総曲輪2丁目1番3号 富山商工会議所ビル4階）
1969（昭和44）年	11月	高岡連絡所設置（高岡市丸の内1番40号 高岡商工会議所ビル2階）
1972（昭和47）年	7月	高岡連絡所事務所移転（高岡市片原町1番の1 北陸銀行高岡支店2階）
1973（昭和48）年	12月	高岡連絡所事務所移転（高岡市丸の内1番40号 高岡商工ビル6階）
2005（平成17）年	10月	高岡連絡所廃止、高岡相談室設置（高岡市丸の内1番40号 高岡商工ビル8階）
2023（令和5）年	3月	高岡相談室廃止
2024（令和6）年	3月	保証協会債権回収株式会社富山営業所休止

信用保証協会の役割／富山県信用保証協会の理念

信用保証協会の役割

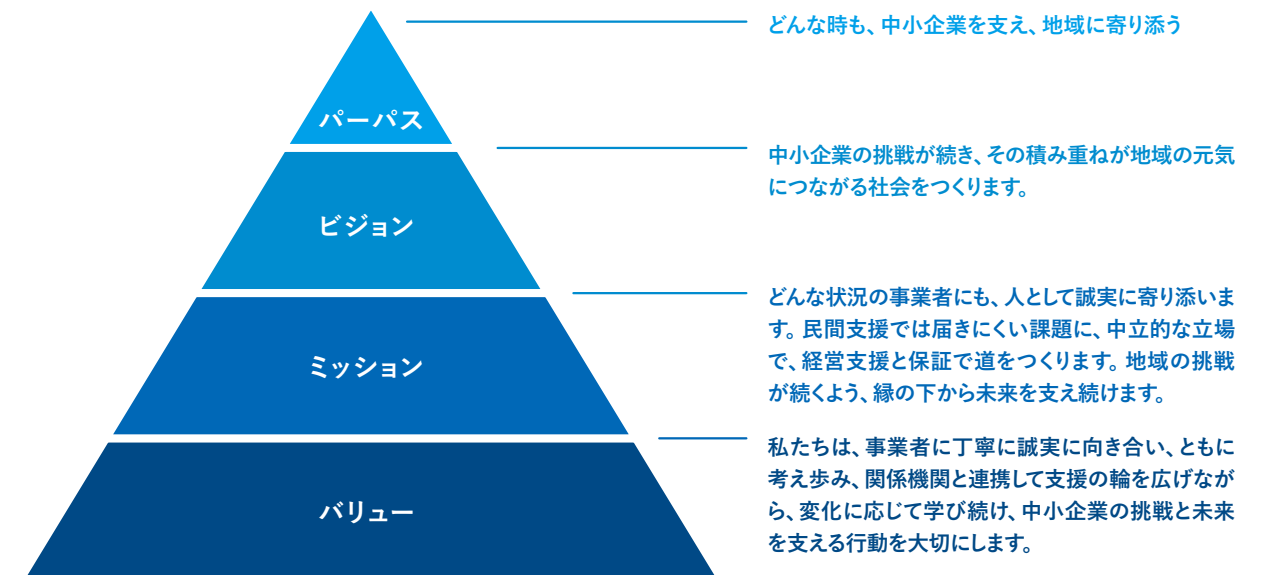
中小企業・小規模事業者の方々が金融機関から融資を受ける際、その保証人になるとともに、金融機関や関係機関と連携し、創業支援や経営改善などの支援を行います。

富山県信用保証協会の理念

● パーパス

「どんな時も、中小企業を支え、地域に寄り添う」

私たちは、常に地域に根ざし、中小企業とともに歩む存在でありたいと願って
あたたかく寄り添う、という想いを表現しました。



● スローガン

「地域とともに、未来を紡ぐサポーター」

富山県信用保証協会オリジナルキャラクター

トミマル®

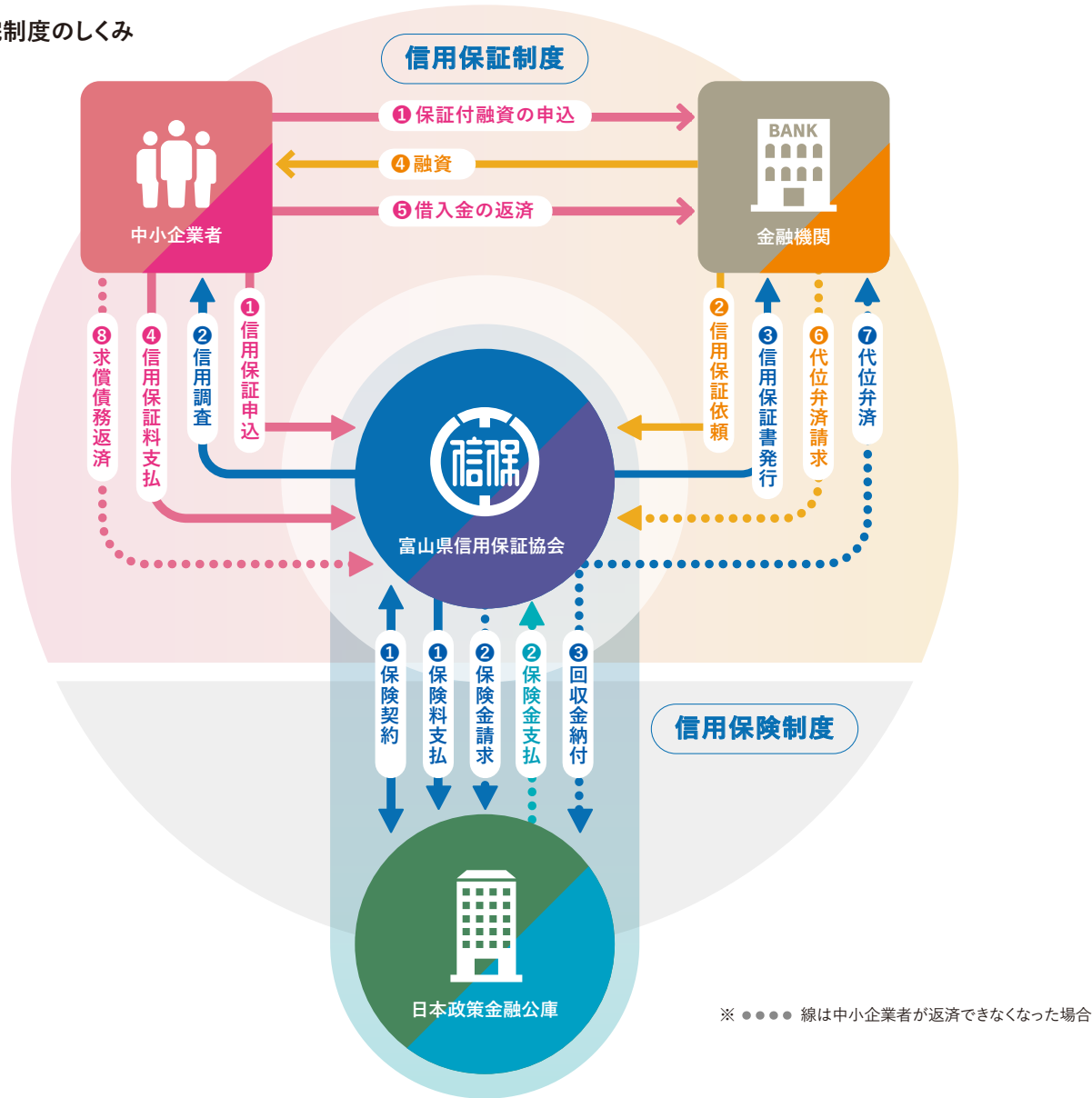
富山の中小企業をサポートすることを目的に開発された、
とっても“まめ”（富山弁で「元気」「達者な」の意味）なお手強いロボット。
経営や起業に関する悩みには、頭の「立山レーダー」がビビッと反応！
胸に宿した「マス寿しハート」でぎゅっとあたたかく包み、皆さまをサポートします。



信用補完制度とは

中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、信用保証協会が公的な保証人となるのが「信用保証制度」です。信用保証制度をより確かなものとするために、保証債務の履行(代位弁済)という信用保証協会のリスクを、政府出資の日本政策金融公庫の保険によってカバーするのが「信用保険制度」です。この2つの制度の総称が「信用補完制度」となります。

信用補完制度のしくみ



※ ●●●● 線は中小企業者が返済できなくなった場合

信用保証制度

- ①信用保証申込・保証付融資の申込／中小企業者が金融機関(あっせん保証の場合は市町村・商工会議所・商工会)を経由して申し込みます。
- ②信用調査・信用保証依頼／金融機関の依頼に基づき、信用保証協会が事業内容や経営計画を調査・検討します。
- ③保証承諾／保証を承諾した場合は金融機関へ信用保証書を交付します。
- ④融資・信用保証料支払／金融機関は信用保証書に基づき、融資を実行します。中小企業者は所定の信用保証料を信用保証協会へ支払います。
- ⑤借入金の返済／中小企業者は借入契約に基づき返済します。
- ⑥代位弁済請求／中小企業者が何らかの事情で借入金の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦代位弁済／信用保証協会が中小企業者に代わって借入金を返済します。
- ⑧求償債務返済／中小企業者は信用保証協会と協議の上、信用保証協会に返済します。

信用保険制度

- ①保険契約・保険料支払／日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。信用保証協会は日本政策金融公庫へ信用保険料を支払います。
- ②保険金請求・保険金支払／信用保証協会が金融機関へ代位弁済したときは、代位弁済した元金の70%または80%を保険金として受領します。
- ③回収金納付／信用保証協会は中小企業者からの回収金を保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫へ納付します。

信用保証の内容

業種

商工業のほとんどの業種が対象となります。ただし農林・漁業、金融業(一部除く)など、一部ご利用いただけない業種もありますので、当協会にお問い合わせください。

所在地・業歴

富山県内に住居または事業所(法人の場合は本店または営業所)のいずれかを有し、事業を営んでいる方、または事業を開始する具体的な計画のある方が対象となります。

企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下表に該当する個人・法人が対象となります。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等(建設業・運送業・不動産業を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下 (NPO 法人300人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下 (NPO 法人100人以下)
医療法人等	—	300人以下

NPO 法人の場合は、「常時使用する従業員数」が該当すれば対象となりますが、一部ご利用いただけない保証があります。



許認可等

許認可等が必要な事業については、その許認可等を受け、適法に事業を行っていることが必要となります。

資金使途

事業に必要な運転資金と設備資金に限られます。

保証限度額

■ 個人・法人 2億8,000万円(無担保保証8,000万円含む)
■ 組合 4億8,000万円(無担保保証8,000万円含む)
政策による特別資金を対象とした別枠保証もあります。
なお、各種保証制度はそれぞれ制度要綱に定められている限度額が保証の限度となります。

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。なお、実質経営者、当該事業に従事する配偶者、事業承継予定者については、個々の事情に応じて、連帯保証人になっていただく場合があります。

担保

必要に応じて願う場合があります。

ご利用に
なれない方

- ① 銀行取引停止処分を受けている方
- ② 破産等法的手続中の方(事業再生保証等の対象となる方は除く)
- ③ 保証付融資・金融機関独自の融資について延滞等の債務不履行がある方
- ④ 信用保証協会が代位弁済を実施し、その債務が残っている方(求償権消滅保証等の対象となる方は除く)
- ⑤ 反社会的勢力またはその共生者
- ⑥ 当協会が保証することが不適当と認めた方

中小企業者のライフステージやニーズに合わせた様々な保証制度をご用意しています。令和7年度は物価高や米国自動車関税措置等の影響を鑑み、新たな保証制度を設けて金融支援を強化しました。



● 各種保証制度の取扱い

当協会では中小企業者の事業規模等や業歴、個々のニーズに応じ、最適な保証制度をご利用いただけるように相談窓口を設け、事前ヒアリングに力を入れています。各保証制度の概要については「信用保証制度一覧表」をご覧ください。

「信用保証制度一覧表」はこちら

https://cgc-toyama.or.jp/wp/wp-content/uploads/pdf/seidoitiran_2026.pdf



● 信用保証料について

当協会をご利用の際、お客さまに信用保証料をご負担いただきます。

〔計算式〕 信用保証料=貸付金額×信用保証料率×保証期間×分割返済別係数

信用保証料率はお客さまの経営状況等を踏まえた9区分(下表)となり、決算内容によって決定します。

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
協会制度	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県・市町村制度	1.05	0.90		0.70			0.50		0.35

※上記は基本的な料率です。ご利用される制度によって異なる場合や上乗せされる場合があります。

● 経営者保証を不要とする取扱いの推進

個人保証のリスクを軽減し、事業承継や新たな融資を円滑にするため、金融機関から融資を受ける際に経営者が会社の連帯保証人となる「経営者保証」を不要とする、「BK連携型」「担保充足型」「財務要件型」の3類型のほか、「事業者選択型」の保証制度を活用した保証取扱いを推進しました(令和7年度は法人に対する非徴求522件、14.9%)。

きめ細やかな資金繰り支援で、創業や新たな事業の開始、早期の事業再生、円滑な事業承継などの機運醸成を図っています。



TOPICS

米国自動車関税措置等に伴う支援

米国自動車関税措置等により影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆さまからのご相談に備え、令和7年4月に「米国関税措置等に伴う特別相談窓口」を設置いたしました。

また、令和7年10月1日には、富山県制度「経営安定資金(経済変動対策緊急融資(米国関税対策枠))」が創設され、地域一体となって支援を行っています。

特別相談窓口実績	件数	金額
相談	15件	-
保証承諾	30件	701百万円
うち県経済変動(米国関税対策枠)	25件	631百万円

TOPICS

「モニタリング強化型特別保証制度」の創設

令和8年3月16日に「モニタリング強化型特別保証制度」を創設しました。中小企業者が、税理士などの認定経営革新等支援機関と連携し、毎月の財務状況や資金繰り状況のモニタリングを行います。経営状況の変化の予兆の早期把握により、必要な事業者支援を行える体制を構築します。保証限度額は2億8,000万円(組合等4億8,000万円)で、さらに令和9年3月末までの期間に限り、保証料の1/2相当が国から補助されます。



制度チラシ

TOPICS

CRD協会による内部研修会

令和8年2月9日に、CRD協会から講師を招き、内部研修会を実施しました。本研修は、保証協会実務に関する知識の向上を目的として、若手から管理職まで幅広い職員が参加しました。CRD財務帳票の活用方法や実務上の着目点について、事例を交えた講義が行われ、実践的な知識の習得につながりました。



TOPICS

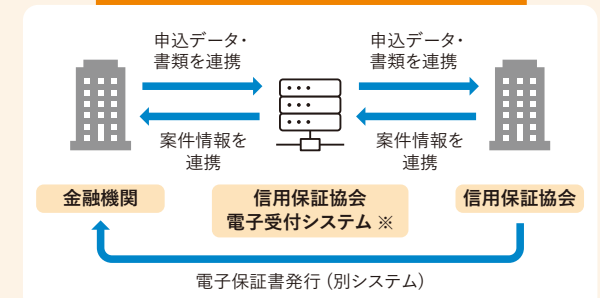
保証申込等における電子化の推進

当協会では、保証申込や保証書の電子化をはじめとした業務のデジタル化を推進しています。

保証申込の電子化によって、事務手続きの電子化・効率化が図られ、中小企業・小規模事業者の皆さまの融資実行までのリードタイムが短縮されます。さらに、金融機関のご担当者さまによる申込書類のご郵送やお持ち込みが不要となり、事務負担の軽減にもつながります。

富山第一銀行、北陸銀行に続き、令和7年8月4日に、県内全信用金庫において「信用保証協会電子受付システム」を活用した保証申込がご利用いただけるようになりました。

信用保証協会電子受付システムの概要



※全国51の信用保証協会が保証申込手続きを電子化するために、全国信用保証協会連合会が構築したシステムで、金融機関・保証協会間で信用保証のお申込みにかかる各種データを授受することで、手続きを電子化するものです。

当協会は信用保証制度の効果的な利用により、中小企業者の発展、地域経済の活性化に貢献するため、様々な活動を通して県内全域の金融機関との連携強化に努めています。

金融機関訪問

金融機関の皆さまに当協会の取組みを伝え、信用保証制度を適切にご利用いただけるよう、令和7年度は富山県内の金融機関を278回訪問しました。

中小企業者の実態と顧客セグメントに応じた保証を推進するため、トップ訪問、管理職級によるミドル訪問に加え、各金融機関の支店ごとに担当者を割り当てる支店担当制での三層訪問を実施し、緊密な連携体制の構築を図っています。

金融機関表彰

当協会では、中小企業支援にご尽力いただいた金融機関店舗への謝意を示すため、表彰制度を設けています。令和7年度の表彰式は、令和8年5月22日に行いました。「中小企業支援表彰」「創業・経営支援表彰」「推し保証制度利用促進表彰」「経営者保証表彰」「推薦表彰」



各部門と、特に優秀だった店舗への「総合表彰」を行いました。



信用保証業務講座

県内金融機関の皆さまに信用保証制度への理解を深め、保証推進にご協力いただくことを目的に、信用保証業務講座を開講しています。令和7年7月18日は受講者の業種経験別に「基本コース」と「実務コース」を設け、オンラインで実施しました。

当協会ホームページの新・金融機関専用ページに講座内容の動画を掲載しています。ぜひご覧ください。

金融機関との内部勉強会

金融機関との連携強化に向け、内部向け勉強会へ講師を派遣しています。令和7年度は3回、当協会職員が講師として参加しました。

勉強会では、信用保証制度の概要や保証業務の基礎知識、各種制度の内容や実務上の留意点等について説明を行いました。



また、実際に申込書を記入していただくワークや、意見交換会の時間を設け、金融機関の皆さまの日頃の疑問にお答えするなど、より実務に即した内容にすることで、理解を深めていただきました。

表彰店舗（敬称略）

■ 中小企業支援表彰

中小企業・小規模事業者の発展と金融の円滑化にご協力いただいた店舗への表彰

A 都市銀行・地方銀行・第二地銀グループ

- 1 北陸銀行 本店営業部
- 2 北陸銀行 清水町支店
- 3 北陸銀行 新庄支店
- 4 富山第一銀行 堀支店
- 5 富山第一銀行 立山支店

B 信用金庫・信用組合・農業協同組合等

- 1 にいかわ信用金庫 本店営業部
- 2 にいかわ信用金庫 桜井支店
- 3 にいかわ信用金庫 入善支店
- 4 富山信用金庫 丸の内支店
- 5 富山信用金庫 射水営業部

■ 創業・経営支援表彰

創業者の保証利用促進及び経営支援推進による業況改善にご協力いただいた店舗への表彰

【創業部門】

- 1 富山銀行 富山支店
- 2 富山銀行 本店営業部
- 3 富山信用金庫 丸の内支店

【経営支援部門】（同順位表彰あり）

- 1 新湊信用金庫 本店営業部
- 2 富山信用金庫 元町支店
- 2 富山第一銀行 ビジネスプラザ支店

■ 推し保証制度利用促進表彰

「短期継続サポート融資保証（金融機関連携枠）」など、推し保証制度の利用促進にご協力いただいた店舗への表彰

A 都市銀行・地方銀行・第二地銀グループ

- 1 富山第一銀行 立山支店
- 2 北陸銀行 本店営業部
- 3 富山銀行 富山支店
- 4 北陸銀行 黒部支店
- 5 北陸銀行 魚津支店

B 信用金庫・信用組合・農業協同組合等

- 1 にいかわ信用金庫 本店営業部
- 2 にいかわ信用金庫 入善支店
- 3 にいかわ信用金庫 桜井支店
- 4 富山信用金庫 射水営業部
- 5 富山信用組合 福野支店

■ 経営者保証表彰

経営者保証を不要とする融資慣行の確立にご協力いただいた店舗への表彰

- 1 北陸銀行 八尾支店
- 2 北陸銀行 戸出支店
- 3 北陸銀行 大沢野支店
- 4 北陸銀行 新庄支店
- 5 氷見伏木信用金庫 西条支店

■ 総合表彰（同順位受賞あり）

特に優秀な成績だった店舗への表彰

- 1 にいかわ信用金庫 本店営業部
- 2 にいかわ信用金庫 入善支店
- 3 北陸銀行 本店営業部
- 3 北陸銀行 清水町支店

■ 推薦表彰

中小企業の振興と地域経済の発展にご協力いただいた店舗への表彰
・富山第一銀行 富山南センター支店



事業計画から資金調達、経営相談まで一貫した支援体制を整えています。また、各種イベントで創業マインドの醸成や創業者と地域のネットワークづくりに取り組んでいます。

創業支援の概要

● 無料相談窓口

創業支援担当者が創業における様々な悩みに無料でお応えしています。女性同士での相談を希望される場合は、女性創業者・経営者支援チーム「アイラーレ」が対応します。創業に関するノウハウをまとめたガイドブック「創業計画ははじめの一步」も用意しています。

「創業計画ははじめの一步」はこちら

<https://cgc-toyama.or.jp/wp/wp-content/uploads/pdf/hajimenoippo-2021.pdf>



● 専門家派遣事業

保証付融資の利用を予定されている方に対して、経験豊富な外部の専門家による創業計画策定のお手伝いや、具体的な課題解決に向けたアドバイスなどの支援を行っています。派遣料は無料です。

● 創業支援の保証制度

創業予定者や創業後5年以内の中小企業者を対象とした保証制度で、資金調達のお手伝いをしています。低利の自治体制度もご案内しています。

「創業者向け保証制度一覧」

<https://cgc-toyama.or.jp/founding/list/>



● 創業後のフォローアップ

創業後は当協会の職員によるモニタリングを実施しています。話を伺い、支援が必要な場合は専門家派遣などによりバックアップを行います。創業後の相談も無料です。

● 創業セミナー・相談会・創業者交流会の開催

先輩創業者による体験談や、専門家によるお役立ち情報を聞くことのできるセミナーのほか、県内の創業支援機関と連携した出張無料相談会を開催しています。創業者同士がつながり、気軽に情報交換や人脈づくりができる交流の機会も提供しています。

■ 令和7年度の主な開催実績

令和7年	6月 25日	創業セミナー&交流会（県・公庫と共催）
	7月 7日	TASU創業相談会
	8月 6日	女性のための創業者交流会（アイラーレ）
	8月 26日	SCOP女性向け創業相談会（アイラーレ）
	10月 16日	創業セミナー&交流会（県・公庫と共催、TKC連携）
	11月 26日	創業者交流会（富山信用金庫と共催）
令和8年	3月 4日	創業セミナー&交流会（上市町と共催）

TOPICS

富山県よろず支援拠点・日本政策金融公庫との三者合同相談会の開始

当協会では、富山県よろず支援拠点や日本政策金融公庫と連携し、創業予定者の様々な不安に寄り添い、スムーズな事業開始を支援すべく、合同相談の場を設けています。

同拠点での創業相談の中で、資金調達のニーズがある方をスムーズにこの相談会へご案内する体制を整えました。

合同相談会の特徴

● ワンストップ対応

三者が同席し、事業・資金計画を共有しながら融資や信用保証の相談にその場で対応します。

● 負担の軽減

複数の機関へ個別に相談に行く手間を省けます。

● 早期解決

創業計画の計画段階から資金調達の相談ができるため、創業に向けた課題をスピーディーに解決できます。

創業支援事例

ブランド プロデューサー派遣 Haneul（ハヌル） 代表：塚中 寧々様



カヌレを中心としたテイクアウト専門菓子店「Haneul（ハヌル）」を創業。創業前は、お店のコンセプトやターゲット像が曖昧でしたが、専門家派遣を受けたことで、自分の想いや方向性が整理され、理想のお店づくりにつながりました。



開催レポート

令和7年6月25日 創業セミナー&交流会



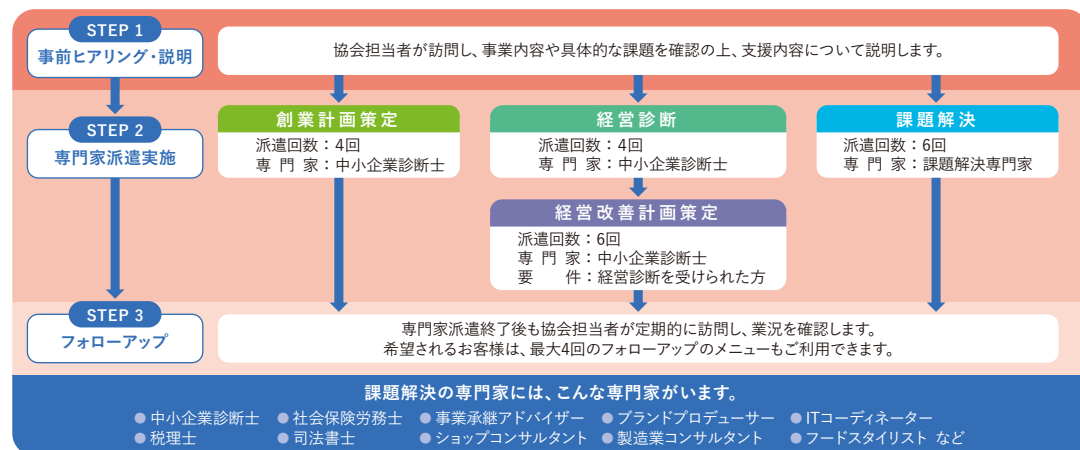
富山県、日本政策金融公庫との共催で、射水市内を拠点にボードゲーム関連事業を手掛ける株式会社Engamesの杉木貴文代表による創業に関する講話を開催しました。参加者同士の交流会も行いました。



当協会は経営課題に対し、保証制度はもとより、専門家派遣制度や現場実践型研修「カイゼン塾」などで経営者に寄り添った伴走支援を進めています。

専門家派遣事業

経営上の課題を抱える中小企業者を対象に、外部専門家と連携し、経営診断・経営改善計画の策定、売上・収益改善、営業力改善、労務管理、広告宣伝、海外展開といった個別課題に対する実効性の高いアクションプランの策定を、原則無料で支援しています。「経営診断」「経営改善計画策定」「創業計画策定」「課題解決」の4つの支援メニューがあり、当協会職員による事前ヒアリングで最適なメニューと専門家をご提案し、派遣を実施します。派遣終了後も当協会職員が定期訪問し、業況を確認します。希望者には最大4回のフォローアップも行っています。令和7年度は94企業に専門家を派遣し、うち57企業で経営改善計画策定を行いました。



経営支援事例

中小企業診断士派遣

有限会社テイク断熱

代表：干場 毅様

利益の確保が難しい状況が続き、自信も失っていたところ、金融機関から保証協会への相談を勧められました。中小企業診断士の派遣を受け、財務分析や経営改善計画の策定を進める中で、採算管理上の課題が明確になりました。専門家を派遣を通じて自社の強みを再認識し、自信を取り戻すとともに、前向きに経営改善へ取り組めるようになりました。



事業承継支援

事業承継について具体的なサポートが必要な場合には、「富山県事業承継・引継ぎ支援センター」「富山県よろず支援拠点」などの専門的な公的支援機関を紹介しています。また、関係機関と連携しながら職員の

支援能力向上にも努めており、令和7年度には富山県事業承継・引継ぎ支援センターから講師をお招きし、階層別に内部研修会を実施しました。



TOPICS

当協会の浜田会長が中小企業応援士に就任

当協会の浜田満広会長が中小企業基盤整備機構から、中小企業支援に関する感謝状と、令和7年度「中小企業応援士」に係る委嘱状の交付を受けました。中小企業応援士は、支援施策の周知や地域企業への助言等を通じて、中小企業支援の推進に寄与する役割を担うものです。



予兆管理

経営状況の悪化の兆しを早期に捉え、必要な支援につなげる「予兆管理」の取組みを進めました。

令和8年度からは、経営支援部門・保証部門・管理部門が連携し、部署横断的に予兆管理に取り組む体制を整備しています。経営支援部門による企業訪問や関係機関との連携、保証・管理部門による金融支援や延滞先への早期フォローなど、各部門が連携して支援を行っています。

製造現場での生産性向上や業務効率化に向けて、実践企業での実習を通して「カイゼン」の考え方や手法を体得してもらい、自社の課題解決に活かすことを目的とした現場実践型研修「カイゼン塾」を行っています。

カイゼン塾

北陸初の取組みとして令和6年度に開催した「カイゼン塾」は、富山県内の製造業の経営者・管理監督者を対象とした現場実践型研修です。令和7年度で2回目の開催となり、前回同様、製造現場のムダの発見・排除に深い知見を持つ、株式会社ベック協会のご協力で、9月まで全5回の日程で行いました。「カイゼン塾」は令和8年度も継続し、中小企業者の生産性向上や業務効率化を後押ししていきます。

令和7年度カイゼン塾日程

- 第1回 5月15日 開講式、現場改善実習
- 第2回 6月19日 現場改善実習
- 第3回 7月17日 現場改善実習
- 第4回 8月21日 現場改善実習
- 第5回 9月18日 成果発表、閉講式



モデル企業の声

有限会社向陽缶機
代表：磯田 智之様



社内に外部の方が入ることは不安でしたが、「カイゼン塾」という場があったことで、改善活動を計画的かつ継続的に進めることができ、ありがたかったです。「改善を意識する視点」が生まれたのは最大の成果です。カイゼン塾終了後には、協会の専門家派遣事業を活用して、経営改善計画の策定にも取り組みました。その後もベック協会の方には相談に乗っていただいており、より多くのお客様に当社の製品・サービスを届けられる体制を整えていきたいと考えています。



カイゼンセミナー

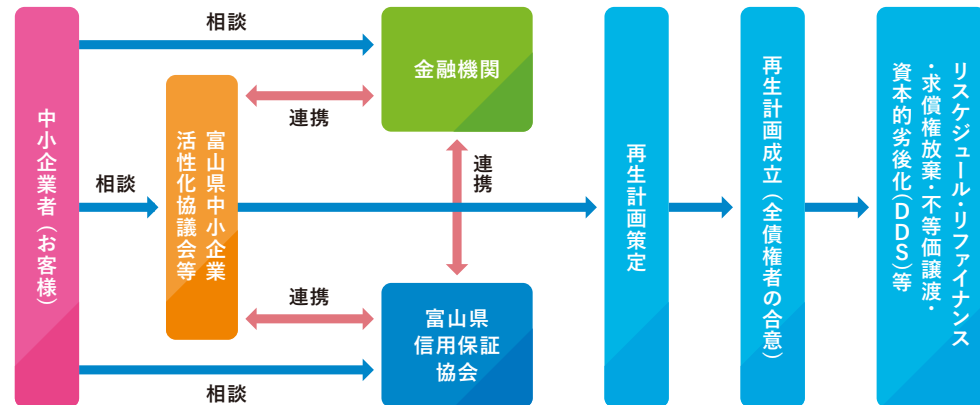
令和7年12月9日にカイゼンセミナーを開催しました。ベック協会のご協力のもと、本多亨代表取締役の講演「モノ作りは人作り～儲ける為の改善～」、田代専任改善トレーナーの講話「カイゼン塾で変わった私の人生」に続き、令和7年度カイゼン塾参加企業の皆さまの成果発表を行いました。中小企業者の生産性向上や業務効率化を後押しする内容となりました。



経営環境の変化等により業績の悪化や資金繰りに課題を抱えた中小企業者に対し、金融機関や関係機関と連携しながら、事業の再生に向けた支援に取り組んでいます。

事業再生支援の概要

事業再生支援では、企業の実情に応じて、富山県中小企業活性化協議会等と連携しながら、事業の再生に向けて取り組んでいます。また、必要に応じて多様な手法による金融支援も行っています。



令和7年度は、経営課題に応じて富山県中小企業活性化協議会への取次ぎ（13企業）を行うとともに、事業再生が見込める求償権債務者に対して、部署横断的な経営支援を行い、求償権消滅保証（1件）を活用した事業再生支援などを行いました。

求償権消滅保証事例

求償権消滅保証は、信用保証協会が保証した融資が代位弁済となった場合に、事業者が抱える求償権債務を新たな保証付き融資でリファイナンスし、金融取引の正常化を図るための制度です。

1 業況悪化により代位弁済を実施

債権が金融機関から当協会へ移転

2 当協会による伴走支援の実施

定期的なモニタリングを通して、再生の可能性を見極め

3 支援金融機関を探索

当協会が金融機関に企業を紹介、金融支援の依頼

4 経営改善計画策定支援の実施

専門家派遣等により計画を策定

5 求償権消滅保証の融資実行

求償権を消滅させ、金融取引の正常化を実施

支援企業概要

業種： 自動車小売業
窮境原因：過去に衣料品販売業を営んでいたが、同業他社との競合等により業績が悪化。同事業は廃業し、代位弁済となる。のちに現在の自動車小売業を開業。
代位弁済：平成21年3月 15.6百万円
支援内容：求償権消滅保証 8百万円

- 代位弁済後、遅滞なく返済を履行してきた先。
- コロナ禍以降の外部環境の変化等により、中古車の仕入れ値が高騰し、資金繰りに影響が生じた。
- 求償権債務があることで、十分な資金調達ができず、機会損失が発生していたことから、金融取引の正常化を希望。
- 再生の見込みがあったことから、求償権消滅保証を活用したリファイナンスを提案するとともに、金融機関に支援を依頼。
- 富山県中小企業活性化協議会の「経営改善計画策定支援事業」により、再生計画を策定。
- 求償権消滅保証により金融取引の正常化を実現。
- 金融取引の正常化後も、金融機関と連携した伴走支援を実施。

担当者コメント

企業と定期的に面談を重ね、事業内容や事業にかける想い、将来の展望を丁寧に聞き取り、金融取引の正常化を提案しました。富山県中小企業活性化協議会への取次ぎによる再生計画策定に加え、金融機関との連携をコーディネートしながら金融取引の正常化を実現しました。代位弁済＝倒産ではなく、代位弁済後も事業を継続し頑張っている企業の再生のお手伝いができたと思います。

女性ならではの視点と専門的な立場で支援を行う、女性創業者・経営者支援チーム「アイラーレ」は、当協会の全女性職員21名で構成されています。女性が安心して相談できる場所として活動しています。

心に寄り添い、しなやかに伴走する

女性創業者・経営者支援チーム「アイラーレ」
3代目リーダーインタビュー
経営支援室 創業支援課 係長 平林 由衣

女性だからこそ話せることがある

女性の創業相談では、美容、菓子、カフェなど、女性が主な顧客となる業種が多くあります。商品一つの価格や店の場所、サービスの見せ方など、男性の担当者には伝えにくいことでも、同じ女性同士なら率直に話せる場合があります。私たちは専門的な助言に加え、一人の顧客として感じたこともお伝えします。漠然とした思いでも、相談の場で会話が弾み、具体的な計画に成長していくこともよくあります。

たとえば、令和6年に滑川市でスイーツカフェ「氷とおやつ なかだや。」を創業した中田沙樹さんは、当初、融資相談をしていた日本政策金融公庫の男性職員から、スイーツなら女性に相談してみてもと、当協会の「アイラーレ」を紹介されました。創業時の資金計画からはじまって、創業後も折々のご相談をいただいています。「もっと早く保証協会の存在を知りたかった」と思うほど、大きな助けと感じて下さっています。



氷とおやつ なかだや。
中田 沙樹様



女性の暮らしと夢を数字で支える大切さ



女性は、子育てや介護などのライフイベントと、事業の継続をどう両立するかに悩むことも少なくありません。毎日店を開けることだけが正解ではなく、週に何日営業するか、どのくらいの規模なら続けられるかを考えることが大切です。もちろん事業に必要な売上をいかに確保するかも大切です。アイラーレは女性の暮らしと収支の両方を見つめながら、無理なく続けられる創業計画と一緒に考えます。

以前、わたしは回収部門で、返済が難しくなった方や廃業された方とも接しました。わたしたちの仕事では、夢を応援するだけでなく、計画を現実にも照らして、ともに確かめることも必要です。創業後、1日に何人のお客さまが来るか、経費はいくらかかるのか。数字に無理があれば、早い段階で一緒に見直します。厳しい事例を知っていることも、女性経営者のつまずきを防ぐ支援に生かせると思っています。

抱え込む前にドアをノックしてください

創業者は相談相手が少なく、悩みを一人で抱えがちです。ぜひその前にドアをノックしてください。必要な専門家を派遣するなど、細やかに伴走します。アイラーレが開催している創業者交流会やセミナーでは、同じ業種や近い年代の方と出会えます。令和7年8月6日に高岡商工会議所女性支援チーム「ユニティカル」と、はじめて共催した「女性のための創業者交流会」では、メイサンコーヒー代表の中山夫妻に体験談をお話いただき、講演終了後には、コーヒーとスイーツで参加者同士が交流しました。こうした場などに参加することで、同じ立場の人が気持ちを分かち合い、情報交換がしやすくなると思います。

TOPICS

働くきんゆう女子活躍推進会議

令和7年10月22日に「令和7年度働くきんゆう女子活躍推進会議」を開催しました。金融機関で女性の活躍の場が増加する一方、働き方に不安や悩みを抱える女性職員も少なくありません。会議では、中小企業診断士の浦野歩氏をお招きし「女性診断士が語る“働く”の今とこれから」をテーマに講演いただきました。組織を超えた交流を通じ、働き方に新たな視点を取り入れながら、各職場で活躍できる人材育成を目指しています。



当協会は中小企業支援の促進と地域経済の活性化に向け、関係機関との覚書締結や意見交換会などを通じて連携を強化しています。双方が持つ経験や知見を相互活用するだけでなく、支援事業のスパイラルアップを図っています。

覚書の締結

TOPICS 富山県新世紀産業機構と「業務連携・協力に関する覚書」を締結

令和7年4月17日に中小企業が抱える多岐にわたる課題に対し、各々が実施する支援を効果的に届け、持続的な事業の成長へ繋げるため、富山県新世紀産業機構と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。



TOPICS 富山県、日本政策金融公庫富山支店・高岡支店と「事業承継・創業支援に関する覚書」を締結

令和7年4月23日に中小企業の経営資源を次世代に引き継ぎ、県内経済の持続的な発展を図るため、富山県、日本政策金融公庫富山支店・高岡支店と当協会の三者は一層の連携を強化しようと「事業承継・創業支援に関する覚書」を締結しました。



富山県中小企業支援ネットワーク会議の開催

「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」(平成24年4月20日内閣府・金融庁・中小企業庁)に基づき、中小企業の経営改善・事業再生の環境整備を目的に、同年10月に発足しました。地域の金融機関・支援機関で構成され、経営改善・事業再生の支援施策の共有やスキル向上のため、定期開催しています。

また、同会議の分科会である「金融支援連絡会議」を令和7年度は3回実施し、参加者の経営支援スキルの向上を図るとともに、金融機関や支援機関と実務者同士の連携を強化して中小企業者の金融の円滑化と経営支援に努めています。



7月28日 第1回講師 追手門学院大学 経済学部長・教授 水野浩児氏

9月 3日 第2回講師 一般社団法人埼玉県商工会議所連合会 広域指導員 黒澤元国氏

11月 5日 第3回講師 北門信用金庫 常勤理事・企画部長兼企業支援室室長 伊藤貢作氏

※肩書きは開催時点のものです。

勉強会・意見交換

覚書を締結している関係機関等と連携して勉強会を実施するほか、会議等への出席・意見交換を定期的に行い、情報や課題を共有し、円滑な連携につなげています。



■ 令和7年度の主な実績

5月27日、10月21日 富山県中小企業活性化協議会による内部勉強会

7月9日、10月15日、2月10日 富山県・日本政策金融公庫富山支店・高岡支店との意見交換会

7月30日、9月12日、12月12日 TKC北陸会富山県支部との情報交換会

12月11日 富山県よろず支援拠点との意見交換会

当協会は組織の持続可能な運営とさらなる活性化を目指し、人財育成を強化するとともに、職員一人ひとりにとって働きやすい職場環境づくりに努めています。

人財育成方針策定

当協会では、「人財」を最も重要な財産と位置づけ、令和7年10月に「人財育成方針」を策定いたしました。

《人財育成方針》「ともに育ち、ともに支え、ともに幸せに 職員一人ひとりが、自分らしく成長しながら、仲間とともに、中小企業の未来を支える存在へ」



人財確保の強化

採用情報



TOPICS 採用イノベーションスクール参加

富山大学において開催された「採用イノベーションスクール」に参加し、採用ブランディングの考え方や、自組織の魅力の言語化、求める人財像の明確化について学びました。これらの学びを活かし、当協会の理念や魅力をより分かりやすく発信するとともに、人財確保の強化に取り組んでいます。



TOPICS 富山大学の授業に外部講師として参加



令和8年2月2日に富山大学の授業「富山の地域づくり」に当協会職員が外部講師として参加し、協会が地域にどのような影響を与えているの

かについて、学生の皆さんへお話ししました。



TOPICS 1DAY職場体験



若手職員との座談会にご参加いただきました。



令和8年2月18日、20日に、大学等に在籍している学生の皆さんに、実際の保証審査や経営支援を模したグループワークを体験してもらったほか、

TOPICS kinet2028「富山県内企業ガイド」に掲載



当協会を就職先として選んだ理由や職場での過ごし方などを紹介しています。

株式会社北日本新聞社発刊のkinet2028「富山県内企業ガイド」に当協会の紹介記事を掲載いただきました。若手職員が取材に参加し、



職員のスキルアップを応援

職員一人ひとりの能力向上を図るため、外部研修や内部研修の実施、資格取得の奨励などを通じて、スキルアップを支援しています。

令和7年度には、自己啓発等支援要領を改正し、研修の区分や支援内容を整理しました。研修メニューの拡充に加え、新たに資格取得に係る受験料助成を導入するなど、職員がより利用しやすい制度へと見直しました。また、各種内部研修の実施により学びの機会を充実させるとともに、勤務時間内での研修受講を可能とするなど、職員の主体的な学びを後押ししています。



当協会では業務効率化と働きやすい職場環境の実現を目指し、令和6年度から、業務改善PTを発足し、協会全体で改善活動を進めています。また、当協会を知っていただき、皆さまに気軽にご相談いただくため、広報活動に取り組んでいます。

業務改善の取組み

● 業務改善アンケートの実施

業務上の課題について、職員全員に対し、アンケートを実施しました。アンケートでは、約170件の提案が集まり、優先度の高いものから順次改善に取り組んでいます。

● 令和7年度の主な改善

令和7年度は保証審査体制の見直しや、AIの導入、デジタル化を通じた業務プロセスの改善を進めました。

● 削減効果

令和7年度は年間6,273時間（費用換算15,683千円）の削減を行いました。特に、保証審査時における決裁区分の見直しでは約1,404時間、自動議事録作成AIの導入では約1,248時間の削減効果が生まれるなど、業務負担の軽減に寄与しています。



業務改善PTの様子

広報活動

● ホームページ

当協会の概要、信用保証制度のご案内、各種セミナー・イベント情報、支援事例など最新情報を詳しく掲載しています。金融機関専用ページ、ご相談窓口も開設していますので、ご活用ください。

■ <https://cgc-toyama.or.jp/>



● LINE

信用保証制度のご案内、各種セミナー・イベント情報、当協会の最新の取組みについて発信しています。お友だち登録のうえ、ご活用ください。



● 広報物

ディスクロージャー誌や、保証制度チラシ、各種パンフレットの発行を通して、信用保証協会業務の理解浸透に努めています。また、当協会オリジナルキャラクター「トミマル」を用いたノベルティグッズも各種制作しています。



当協会は国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨に賛同することを宣言し、地域経済の持続的発展のために以下の取組みを進めています。

プロジェクトチームの取組み

令和7年度は、SDGsプロジェクトチームを中心に、職員の理解促進と協会全体での取組み強化を目的とした活動を推進しました。これまでの取組みでは、活動内容が職員に十分共有されていないことや、SDGsへの理解にばらつきがあることが課題として認識されていたことから、「SDGsを自分ごととして捉える」ことを重視し、職員参加型の取組みを展開しました。

TOPICS

SDGs学習ゲーム

令和7年8月7日に富山市役所の担当者を講師にお招きし、SDGsに関する内部研修を実施しました。SDGsゲームを通して、楽しみながら学びを深め、職員の理解促進と意識向上を図りました。



TOPICS

人財確保、ワークライフバランスに関するディスカッション

令和7年11月17日、20日にSDGsの目標の一つである「働きがいも経済成長も」の実現に向け、「人財確保」や「ワークライフバランス」をテーマに職員同士で意見交換を行い、協会の魅力や働き方について考える機会となりました。



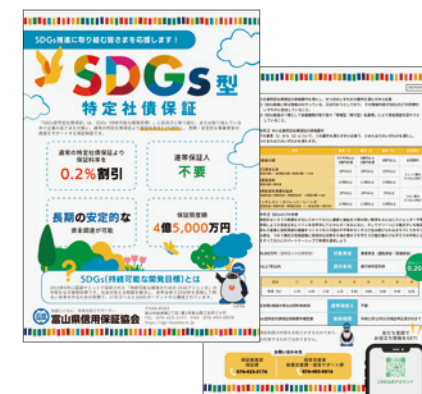
事業活動を通じたSDGsの取組み

当協会では、金融支援や経営支援、創業支援などの事業活動を通じて、中小企業者の課題解決や成長を支援し、地域経済の持続的発展に取り組んでいます。また、働きやすい職場環境の整備や人財育成、ペーパーレス化の推進などにも取り組み、社会や環境への配慮を行っています。

金融支援におけるSDGsの取組み

SDGsに取り組む中小企業者を支援する保証制度を提供しています。令和7年度は10件の申込がありました。

制度名	件数	金額
SDGs型特定社債保証	10件	496,000千円



SDGs型特定社債保証チラシ

● 概況

令和7年度の本県の中小企業者を取り巻く環境は、物価高や人手不足の影響、金融正常化に伴う長期金利の上昇等により先行き不透明感が拭えず、また、価格転嫁への対応、賃金上昇や事業承継等の様々な経営課題が山積みしており、依然として厳しいものでした。

当協会は、国、県及び市町村で講じられた中小企業施策に呼応し、協調支援型特別保証や短期継続サポート融資保証(金融機関連携枠)等の保証制度による金融支援策を推進するとともに、「とやま中小企業・小規模事業者サポート事業」による専門家派遣をはじめ、実践形式での生産性向上講座の実施、関係機関との協定締結による連携強化など、面的な伴走型支援に取り組みました。

また、業務効率化と利便性向上のため、保証申込をはじめとする保証関係書類等の外部との連携における電子化や内部文書等の電子化など、保証業務のデジタル化を進めました。

さらに、協会オリジナルキャラクター「トミマル」やSNS等を活用し、各種イベントや講座等の告知、新しい保証制度の案内を行うなど、積極的な情報発信により当協会の認知度向上に努めました。

● 事業一覧

令和7年	4月	富山県災害対応資金の創設
		富山市商工業振興資金(経営安定資金保証)の拡充
		短期継続サポート融資保証(金融機関連携枠)の拡充
	10月	富山県経営安定資金(地域産業対策枠)経済変動対策緊急融資の拡充
	12月	短期継続サポート融資保証(金融機関連携枠)の拡充
令和8年	1月	富山県設備投資促進資金(生産性向上・賃上げ支援枠)の拡充
		富山県経営安定資金(地域産業対策枠)経済変動対策緊急融資の拡充
	3月	モニタリング強化型特別保証の創設

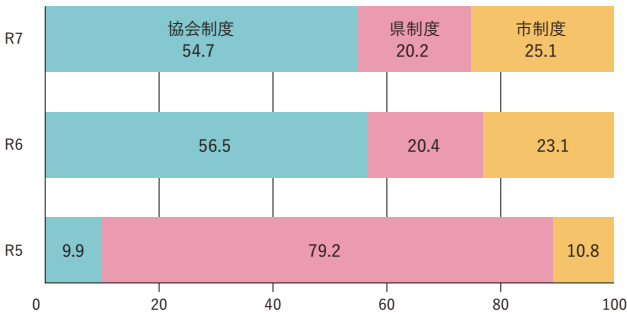
● 業績

令和7年度の保証承諾、保証債務残高、代位弁済等は次のとおりです。

	件数	前期比(%)	金額(百万円)	前期比(%)	計画比(%)
保証承諾	5,147	110.0	59,783	118.2	92.4
保証債務残高	27,005	100.2	278,655	94.5	98.5
保証債務平均残高	26,901	102.3	284,880	95.7	98.6
代位弁済	477	125.2	5,435	129.4	118.2
実際回収	72	74.2	895	99.6	105.3
求償権残高	326	113.2	1,234	116.8	151.0
基本財産	—	—	20,691	102.3	99.4

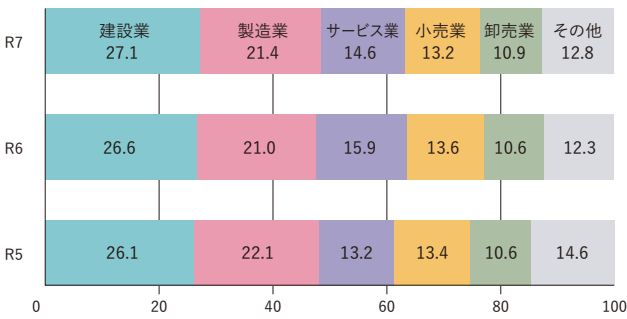
保証承諾額の制度別構成比

(単位:%)



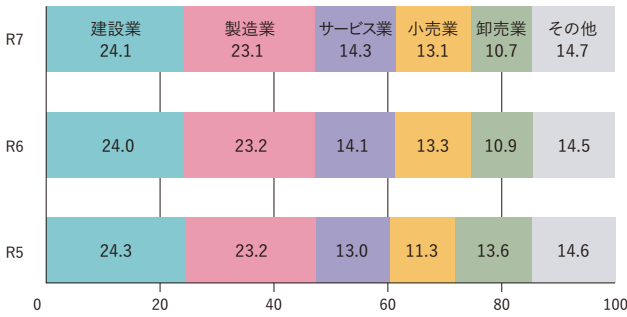
保証承諾額の業種別構成比

(単位:%)



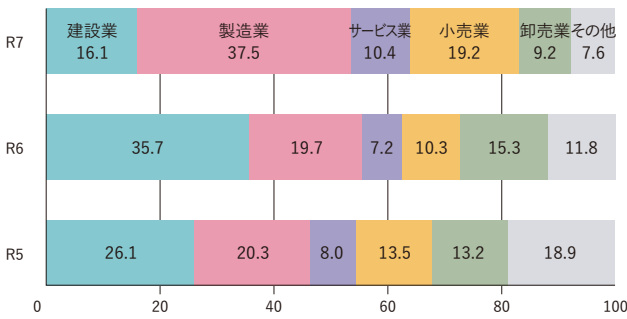
保証債務残高の業種別構成比

(単位:%)



代位弁済額の業種別構成比

(単位:%)



1 保証の状況

保証承諾額は、短期継続サポート融資保証のリピー特利用や、年末から年度末にかけて自治体制度の利用が好調に推移したことから、前期に比べ18.2%増加した一方、計画を7.6%下回りました。制度別構成比では、協会制度が全体の5割程度を占め、業種別構成比では建設業の割合が27.1%と最も高く、次いで製造業21.4%、サービス業14.6%となりました。

保証債務残高は、保証承諾額が計画を下回ったことから前期に比べ5.5%減少し、計画を1.5%下回りました。業種別構成比では、建設業の割合が24.1%と最も高く、次いで製造業23.1%、サービス業14.3%となりました。

2 代位弁済の状況

代位弁済額は、企業倒産の増加などから、前期に比べ29.4%増加し、計画を18.2%上回りました。業種別構成比では、製造業の割合が37.5%と最も高く、次いで小売業19.2%、建設業16.1%となりました。

3 実際回収の状況

定期回収の維持や担保処分等に努めたことなどにより、前期とほぼ同額、計画より5.3%の増加となりました。

4 基本財産の状況

収支差額の基本準備金への繰り入れにより、前期に比べ4億68百万円増加し、206億91百万円となりました。

基本財産の内訳(過去5年度)

(単位:百万円)

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
基本財産	20,691	20,223	19,542	18,844	18,264
基金	4,985	4,985	4,985	4,985	4,985
基金準備金	15,706	15,239	14,557	13,860	13,279

重点施策への取組み

令和7年度は物価高騰や人手不足等により、中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、7つの重点施策に基づき、金融支援および経営支援の充実に取り組みました。

7つの重点施策

保証部門

1 ポストコロナ社会における金融支援の推進

中小企業者の実情や、金融機関の支援方針に合わせ、顧客セグメントに応じた保証制度の提案や、経営者保証を不要とする取扱いの推進に取り組みました。
また、金融機関や関係機関との対話を通じ、連携体制の強化を図りました。

① 中小企業者の実態と顧客セグメントに応じた保証の推進

(単位:百万円)

顧客セグメント	推進制度	件数	金額
大口先	特定社債	10	496
	改善サポート保証	7	207
小規模先	県小口資金	770	3,162
	全国小口資金	36	113
	アシスト500(小規模事業者カードローン)	39	110
全般	短期継続サポート融資保証(金融機関連携枠)	1,029	18,848
	協調支援型特別保証	221	5,281

② 経営者保証を不要とする取扱いの推進

経営者保証を不要とする保証承諾	件数	前年比
BK連携型・財務要件型・担保充足型	376	190.9%
事業者選択型	133	166.3%
国補助制度(経保免除対応)	—	—
その他(社債、SSS保証等)	13	81.3%
計	522	170.0%

※ 経営者保証非徴求率 14.9%

③ 金融機関や商工団体との緊密な連携体制の構築

金融機関訪問	実績
トップ訪問	12回
役員訪問	16回
営業店訪問	250回
計	278回

商工団体訪問	実績
商工会連合会等訪問	30回



期中管理・経営支援部門

2 スタートアップをはじめとする創業支援の充実

創業者のフェーズに応じた伴走支援を実施するとともに、市町村や関係機関との連携により、創業機運の醸成や支援体制の強化に取り組みました。
また、セミナーや交流会を通して、創業者のネットワーク形成を支援しました。

① 創業者のフェーズに応じた伴走支援

実施内容	実績
創業相談	75回
フォローアップ(訪問・面談)	90回

② 市町村等との連携による機運の醸成

実施内容	実績
市町村等訪問	15先
市町村等との連携による創業イベント	8回

③ 創業者交流会によるネットワークづくり支援

実施内容	実績	参加人数
創業者セミナー・交流会	5回	63名

3 円滑な事業承継の推進

① 事業承継支援先の実態把握

② 中小企業支援機関との連携強化による機運の醸成

事業承継の円滑化を図るため、実態把握の強化と関係機関との連携に取り組み、後継者不足等の課題を抱える企業に対する支援を行いました。

実施内容	実績
実態調査	123先
富山県事業承継・引継ぎ支援センターへの取次ぎ	5先

4 伴走型経営支援の推進と効果検証

中小企業者の経営改善を支援するため、伴走型経営支援を推進するとともに、事業者に経営改善の自走化を図ってもらうため、現場実践型研修「カイゼン塾」やセミナーを実施しました。
さらに、ネットワーク会議や金融支援連絡会議の開催を通じて、関係機関との連携強化を図るとともに、専門家派遣やフォローアップによる継続的な支援を行いました。
また、支援先企業の決算データ等を用いた効果検証を行い、売上・収益の改善など、一定の成果を得ることができました。

① 生産性向上のための「カイゼン塾」の継続実施

実施内容	参加人数等
カイゼン塾	7企業
カイゼンセミナー	19名

② 富山県中小企業支援ネットワーク会議・金融支援連絡会議等を活用した外部との連携による面的支援と事業者支援能力の向上

実施内容	開催数	参加人数等
ネットワーク会議	1回	13金融機関 7支援機関
金融支援連絡会議	3回	①29名 ②33名 ③38名
働くきんゆう女子活躍推進会議	1回	18名

③ 専門家派遣制度による伴走支援の強化

実施内容	実績
プッシュ型支援企業への助言提案	107回
専門家派遣	94件
業務連携機関への取次ぎ	20先
フォローアップ(訪問・面談)	106回

④ 実行性の高い経営支援のための効果検証の活用

	定量目標	対象企業	検証結果
経営改善課題解決	i～iiiいずれかの項目で改善先40%以上 i 売上増加率 ii 営業利益率 iii CRD区分	58	以下2項目で達成 i: 48%、ii: 67% (iii: 26%)
創業支援	創業3年以内の企業の代位弁済率: 創業支援先<創業支援未実施先	23	達成 支援先 : 0% 未実施先: 1.2%

回収部門

5 効率性を重視した管理回収と再生支援の強化

- ① 経営支援による中長期的な視点に立った事業改善
- ② 求償権消滅保証を活用した事業再生の強化
- ③ 富山県中小企業活性化協議会との連携による再生支援の推進

事業継続中の求償権先から支援候補先を選定し、訪問面談による経営改善に向けた助言やフォローアップを実施するとともに、経営課題に応じて関係機関への取次ぎを行いました。また、事業再生が見込める先に対しては、求償権消滅保証の活用等により再生支援を行いました。

実施内容	実績
支援候補先の選定	20先
フォローアップ（訪問・面談）	43回
富山県中小企業活性化協議会への取次ぎ	3先

実施内容	実績
求償権消滅保証	1件

④ 実情に即した債権管理の実施

金融機関と連携し、事故報告先の早期の状況把握と弁済交渉により、代位弁済後の迅速な回収に努めるとともに、個別求償権については、分割弁済先の履行状況管理の徹底や、実情に即した分割弁済額の交渉などによる定期分割回収額の維持に努めました。



その他間接部門

6 デジタル化の進展等に伴う業務改革、改善の推進

- ① 保証申込等における電子化の推進
- ② 業務改善プロジェクトによる継続的な業務フローの見直しなど業務の効率化
- ③ システムの安定稼働やセキュリティ強化の推進

保証申込手続きの電子化を推進し、電子受付システムの利用促進や金融機関へのフォローアップを通じて、保証手続きの利便性向上を図りました。また、業務改善プロジェクトにおいて業務フローの見直しを継続的に実施し、ICTの活用により業務処理の効率化や生産性向上に取り組みました。さらに、サーバー更改等を実施し、システムの安定稼働を確保するとともに、セキュリティ強化に努めました。

実施内容	実績
電子申込率	46.4%
外部連携システム（JINTEC）参加機関	13機関

7 人との組織の活性化（HRM）による組織力向上

- ① 人財育成委員会による継続的な効果検証と組織力向上に向けた人財育成の強化

当協会を取り巻く環境の変化に主体的に対応できる人材を育成するため、人財育成マップを含む人財育成方針を策定しました。また、職員の自主的な能力向上を支援するため、新人事評価制度を導入するとともに、マネジメントに関する管理職向け内部研修を行うなど、人財育成の取組みを強化しました。

実施内容	実績
内部研修	6回
自己啓発支援	18件

② 働きやすい職場環境づくりの推進

衛生委員会を通じ、年次有給休暇の取得状況等の情報共有を行うとともに、ストレスチェック等による健康管理や快適な職場環境づくり、ワークライフバランス推進のための支援制度の周知や利用促進に努めました。

実施内容	実績
平均有給休暇取得日数	15.7日
育児休暇取得率（女性）	100%



収支計算書

保証債務残高の減少により、保証料収入が減少したものの、経常収支差額は13億40百万円の黒字となりました。

一方、代位弁済の増加により、経常外収入差額は4億4百万円の赤字となりました。

以上により、当期収支差額は9億36百万円となり、基金準備金と収支差額変動準備金へ、それぞれ1/2ずつ繰入れました。

(単位:百万円、%)

科目	7年度 ()内は計画		6年度	増減 (△)	前期比
経常収入	(3,613)	3,612	3,491	121	103.5
保証料	(2,746)	2,711	2,876	△ 165	94.3
預け金利息	(2)	20	5	15	417.8
有価証券利息・配当金	(282)	303	245	57	123.4
延滞保証料	(-)	-	-	-	-
損害金	(15)	13	15	△ 2	86.3
事務補助金	(125)	124	94	30	132.1
責任共有負担金	(432)	434	234	200	185.3
雑収入	(13)	8	22	△ 14	37.6
経常支出	(2,294)	2,273	2,053	219	110.7
業務費	(757)	782	736	46	106.3
人件費	(434)	465	442	23	105.2
物件費	(323)	317	293	23	107.9
借入金利息	(-)	-	-	-	-
信用保険料	(1,358)	1,322	1,301	21	101.6
責任共有負担金納付金	(179)	169	17	152	1,000.6
その他	(-)	0	-	0	-
経常収支差額	(1,319)	1,340	1,438	△ 98	93.2
経常外収入	(6,571)	6,950	6,096	855	114.0
償却求償権回収金	(76)	69	75	△ 6	92.6
責任準備金戻入	(1,972)	2,008	2,102	△ 94	95.5
求償権償却準備金戻入	(237)	242	247	△ 5	98.0
求償権補填金戻入	(4,286)	4,630	3,671	959	126.1
その他	(-)	-	-	-	-
経常外支出	(6,679)	7,354	6,170	1,184	119.2
求償権償却	(4,629)	5,052	3,915	1,137	129.0
責任準備金繰入	(1,885)	1,996	2,008	△ 12	99.4
求償権償却準備金繰入	(164)	303	242	61	125.0
その他	(-)	3	4	△ 1	73.0
経常外収支差額	(△ 108)	△404	△74	△ 330	-
経常+経常外収支差額	(1,211)	936	1,363	△ 428	68.6
制度改革促進基金取崩額	(-)	-	-	-	-
収支差額変動準備金取崩額	(-)	-	-	-	-
当期収支差額	(1,211)	936	1,363	△ 428	68.6
収支差額変動準備金繰入額	(606)	468	682	△ 214	68.6
基本財産繰入額	(606)	468	682	△ 214	68.6

※ 金額は百万円未満を四捨五入しておりますので、合計欄とは一致しないことがあります。

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

用語解説

● 保証料

保証ご利用の際に中小企業者から支払われる受入保証料で、当年度にかかる金額を計上しています。

● 預け金利息・有価証券利息・配当金

金融機関に預け入れた預金の受取利息と有価証券等からの利息配当金です。

● 責任共有負担金

責任共有制度において負担金方式を選択した金融機関から受領した負担金を計上しています。

● 信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料で、当年度にかかる金額を計上しています。

● 責任共有負担金納付金

当協会と日本政策金融公庫との責任割合に応じ、金融機関から受領した負担金の一部を公庫に納付しています。

● 責任準備金戻入

前年度末に積み立てた責任準備金の戻入です。

● 求償権償却準備金戻入

前年度末に積み立てた求償権償却準備金の戻入です。

● 求償権補填金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と自治体から受領した損失補償金です。求償権償却の財源となります。

● 求償権償却

年度末において、法的整理等の理由から回収不能となり償却した求償権や当年度受領した保険金、損失補償補填金相当額を計上しています。

● 責任準備金繰入

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

● 求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つために積み立てられる準備金です。年度末求償権から回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

● 当期収支差額

基本財産及び収支差額変動準備金に繰入れ、協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で必要不可欠な基本財産等の充実を図っています。



貸借対照表

(単位:百万円、%)

借 方			貸 方		
科 目	金 額	前期比	科 目	金 額	前期比
	7年度			7年度	
現 金	0	170.6	基本財産	20,691	102.3
預け金	4,829	80.9	基金	4,985	100.0
普通預金	827	95.4	基金準備金	15,706	103.1
通知預金	-	-	制度改革促進基金	-	-
定期預金	4,000	78.4	収支差額変動準備金	8,841	105.6
郵便貯金	1	146.9	その他有価証券評価差額金	862	240.2
有価証券	33,370	102.5	責任準備金	1,996	99.4
国債	-	-	求償権償却準備金	303	125.0
地方債	3,100	91.2	退職給与引当金	364	103.2
社債	29,314	102.1	損失補償金	277	90.5
株式	956	211.0	保証債務	278,655	94.5
新株予約権	-	-	求償権補填金	-	-
ファンド出資	-	-	借入金	-	-
その他	-	-	雑勘定	7,188	81.1
動産・不動産	34	113.5	仮受金	16	56.8
事業用不動産	17	96.1	保険納付金	56	203.4
事業用動産	17	138.9	損失補償納付金	6	135.0
損失補償金見返	277	90.5	未経過保証料	7,109	80.8
保証債務見返	278,655	94.5	未払保険料	1	135.5
求償権	1,234	116.8	未払費用	-	-
譲受債権	-	-	有価証券未払金	-	-
雑勘定	777	97.6			
仮払金	-	-			
保証金	-	-			
厚生基金	28	81.7			
連合会勘定	0	267.8			
未収利息	74	129.2			
有価証券未収入金	-	-			
未経過保険料	675	95.8			
合 計	319,177	95.1	合 計	319,177	95.1

※ 金額は百万円未満を四捨五入しておりますので、合計欄とは一致しないことがあります。

令和8年3月31日現在

用語解説

借 方

- 現金・預け金

各金融機関へ預託しています。
- 有価証券

代位弁済の支払準備資産として安全有利な運用を行うため、社債・地方債等を保有しています。
- 損失補償金見返

貸方の損失補償金と同額を計上しています。
- 求償権

代位弁済した金額から回収金及び償却分(日本政策金融公庫からの保険金、自治体等からの損失補償補填金のほか回収困難なもの)を控除した額を計上しています。
- 未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った信用保険料のうち、翌年度にかかる部分を計上しています。

貸 方

- 基本財産

株式会社の資本金に相当します。自治体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計「基金準備金」で構成されます。
- 収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合、これを取り崩して協会経営が不安定になることを防ぎます。
- その他有価証券評価差額金

期末における簿価と時価の差額を計上しています。
- 責任準備金

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払資金)として積み立てています。
- 求償権償却準備金

協会資産の健全性を保つために積み立てられる準備金です。
- 損失補償金

自治体等が協会の保証債務履行に基づく損失について補償を行う場合の限度額を計上しています。
- 保険納付金・損失補償納付金

回収金のうち、保険金・損失補償補填金の未納額を計上しています。
- 未経過保証料

受入保証料のうち、翌年度以降にかかる保証料を計上しています。

(単位: 円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	106,013	その他有価証券評価差額金	861,605,376
預 け 金	4,828,564,839	責 任 準 備 金	1,996,462,595
金 銭 信 託	0	求償権償却準備金	303,103,800
有 価 証 券	33,369,809,475	退職給与引当金	363,680,366
動 産 ・ 不 動 産	34,428,514	損 失 補 償 金	277,195,561
損失補償金見返	277,195,561	保 証 債 務	278,655,256,676
保証債務見返	278,655,256,676	求償権補填金	0
求 償 権	1,234,194,521	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑 勘 定	7,187,563,464
雑 勘 定	777,318,462		
合 計	319,176,874,061	合 計	289,644,867,838
		正 味 財 産	29,532,006,223

令和8年3月31日現在

当協会は、地域経済における中小企業者の重要性を認識し、令和3年度から3カ年の事業方針を明確にして、適時適切な保証の提供や関係機関と連携した課題解決支援の実施など、中小企業者に伴走した金融支援、経営支援に努めてきました。この実績を踏まえ、令和6年度から3カ年の業務の基本方針として、第7次中期事業計画を策定しています。

● 業務運営方針

中小企業者の課題を克服し、持続的発展等を支援するため、国、県及び市町村の施策の一翼を担いつつ、適切な信用保証機能と経営支援力を最大限発揮し、「顧客目線」「スピード重視」「現場主義」の徹底のもと、「地域とともに、未来を紡ぐサポーター」として、次の施策に重点的に取り組んでいくこととします。

- ①ポストコロナ社会における金融支援の推進
- ②スタートアップをはじめとする創業支援の充実
- ③円滑な事業承継の推進
- ④伴走型経営支援の推進と効果検証
- ⑤効率性を重視した管理回収と再生支援の強化
- ⑥デジタル化の進展等に伴う業務改革、改善の推進
- ⑦人と組織の活性化(HRM)による組織力向上

事業運営

依然として厳しい状況に置かれている中小企業者に対する金融と経営支援の一体的な取組みを推進するため、国、県、市町村、商工団体、金融機関等関係機関と密接に連携し、中小企業者の視点に立って、多様な資金需要に的確かつきめ細かく応えるとともに、中小企業者の実情に応じた経営改善・生産性向上やフェーズに応じた挑戦を積極的に後押しします。

また、回収方針に基づいた適時適切な管理回収を行うとともに、事業性が見込まれる求償権債務者の経営支援と再生支援に積極的に取り組みます。

1 適時適切な金融支援機能の発揮

- ①中小企業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な保証の提供
- ②中小企業者の経営改善に向けた金融機関等との対話による実効性の高い連携・支援体制の構築

2 地方創生に資する創業支援と
きめ細かで効果的な伴走支援の実施

- ①スタートアップをはじめとする創業支援の充実
- ②中小企業者のライフステージに即した、きめ細かい伴走型の経営改善・事業承継・事業再生等の経営支援
- ③経営支援の取組みに関する効果の検証と改善

〈 経営支援の取組みに関する効果検証の指標及び目標値 〉

- 定量目標
- [経営改善支援先・課題解決支援先]
- (指標) i 売上増加率 ii 営業利益率 iii CRD区分
- (目標値) i～iii いずれかの項目で改善先 40%以上
- [創業支援先]
- (指標) 代位弁済率
- (目標値) 支援未実施先を下回る
- プロセス目標
- (指標) 顧客満足度
- (目標値) 満足以上先 80%

3 再生支援と効率的な求償権管理

- ①再生可能な求償権債務者に対する経営支援の強化
- ②的確な回収方針に沿った回収の最大化と効率的な求償権管理

組織運営

業務の健全性と適切性を確保する経営管理態勢を確立し、地域に根ざし公的性質を有する機関として、円滑な事業運営と信頼され必要とされる組織運営に努めます。

また、デジタル化の進展等を踏まえた業務改善を推進するとともに、組織を活性化させること等により、地域経済の持続的発展に貢献します。

- ①コンプライアンス態勢の徹底及び反社会的勢力排除等に向けた取組みの推進
- ②危機管理体制の強化
- ③SDGs達成に向けた取組みの継続
- ④デジタル化の進展等に伴う業務改革、改善の推進
- ⑤人材育成による組織の活性化と職場環境の充実
- ⑥広報活動・情報発信の充実

● 事業計画

保証承諾については最近の保証承諾実績や政策保証の動向等を踏まえ、令和6年度は平年を上回るものの、その後は通減していくと見込んでいます。保証債務残高は保証承諾見込額にコロナ関連融資の返済状況等を加味し、通減すると見込みました。代位弁済は最近の代位弁済実績等を踏まえて前年度並みとし、代位弁済率が上昇すると見えています。実際回収については、回収環境は厳しいものの、効率性を重視した取組みなどにより、前年度並みの確保を目標に据えました。

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保 証 承 諾	62,000	59,000	58,000
保証債務残高	298,000	283,000	263,000
代 位 弁 済	4,000	4,000	4,000
実 際 回 収	850	850	850



令和6年度を初年度とする3カ年の第7次中期事業計画に基づき、前年度の実績を踏まえた上で、令和8年度経営計画を策定しました。

- 現状認識

県内企業の景況感は、一部に弱い動きがみられ横ばいで推移する中、物価高や人手不足等の影響、長期金利の上昇などにより、中小企業者は依然として厳しい経営環境下にあります。
企業倒産も増加傾向にあることから、中小企業者に対するきめ細かい経営状況の把握と早期の経営改善等を促すための積極的な支援が重要となっています。
- 業務運営方針

当協会は、適切な信用保証機能と経営支援力を最大限発揮し、「顧客目線」「スピード重視」「現場主義」の徹底のもと、「地域とともに、未来を紡ぐサポーター」として業務にまい進し、信頼され、必要とされる組織運営に努めます。

7 つの重点施策

保証部門

- 1

ポストコロナ社会における金融支援の推進

① 中小企業者の実態と顧客セグメントに応じた保証の推進

② 経営者保証を不要とする取扱いの推進

③ 経営悪化の予兆の早期把握と金融機関や土業との緊密な連携

期中管理・経営支援部門

- 2

スタートアップをはじめとする創業支援の充実

① 創業者のフェーズに応じた伴走支援

② 市町村等との連携によるスタートアップ・創業機運の醸成

③ 創業者交流会等によるネットワークづくり支援
- 3

円滑な事業承継の推進

① 事業承継支援先の実態把握と支援の推進

② 中小企業支援機関との連携強化による事業承継に向けた機運の醸成
- 4

伴走型経営支援の推進と効果検証

① 生産性向上のための「カイゼン塾」の継続実施

② 富山県中小企業支援ネットワーク会議・金融支援連絡会議等を活用した外部との連携による面的支援と事業者支援能力の向上

③ 専門家派遣事業を活用した伴走支援の強化

④ 実効性の高い経営支援のための効果検証の活用

回収部門

- 5

効率性を重視した管理回収と再生支援の強化

① 経営支援による中長期的な視点に立った事業改善

② 求償権消滅保証を活用した事業再生の強化

③ 富山県中小企業活性化協議会との連携による再生支援の推進

④ 実情に即した債権管理の実施

その他間接部門

- 6

デジタル化の進展等に伴う業務改革、改善の推進

① 保証申込等における電子化の推進

② 業務改善プロジェクトによる継続的な業務フローの見直しなど業務の効率化

③ システムの安定稼働やセキュリティ強化の推進
- 7

人と組織の活性化（HRM）による組織力向上

① 人財育成方針に基づく、組織力向上に向けた人財育成の強化

② 働きやすい職場環境づくりの推進

事業計画

科目	令和8年度		令和7年度
	計画	前年度実績比	実績
保証承諾	67,900百万円	113.6%	59,783百万円
保証債務残高	260,000百万円	93.3%	278,655百万円
代位弁済	5,700百万円	104.9%	5,435百万円
実際回収	850百万円	95.0%	895百万円

収支計画

科目	令和8年度		令和7年度
	計画	前年度実績比	実績
経常収入	3,436百万円	95.1%	3,612百万円
経常支出	2,349百万円	103.4%	2,273百万円
経常収支差額	1,087百万円	81.1%	1,340百万円
経常外収支差額	△153百万円	—	△404百万円
収支差額	934百万円	99.8%	936百万円



当協会は「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、「不正をしない」「不正をさせない」「不正を隠さない」を掲げ、協会の仕組みやルールの構築を行うと共に、役員の率先垂範のもと、職員一人ひとりの意識や組織風土にコンプライアンスの考え方が根付くよう、組織全体で取り組みます。

信用保証協会 倫理憲章

(全国信用保証協会連合会制定)

1 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に意識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

2 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を生かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

3 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

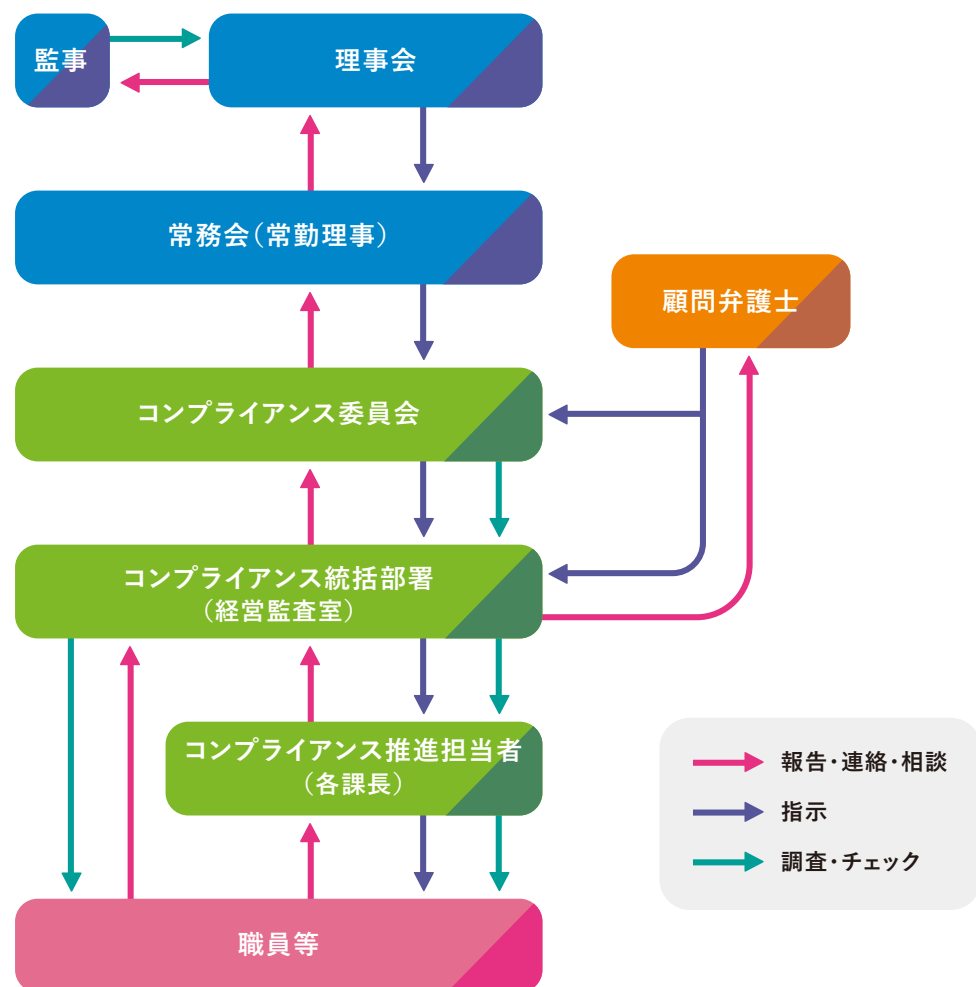
4 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

5 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

●コンプライアンス 組織態勢図



当協会は、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるにあたり、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

業務上、お客さまの個人情報を取得・利用等をさせていただきますが、お客さまの個人情報の取扱いについては、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めます。

1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令、ガイドライン等を遵守して、お客さまの個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客さまの個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細については、「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「1.当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表していますのでご覧ください。

取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客さまの同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

当協会は、お客さまの個人データ(当協会が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ)については、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「9. 保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客さまの個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。この場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

法令等に定める一定の場合を除き、お客さまは、当協会が保有するお客さまご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。

個人データの開示および利用目的の通知につきましては、実費相当額(1件につき500円)をいただきます。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

6 7 の具体的な手続は、「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「8.(3)開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情

当協会は、お客さまからの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

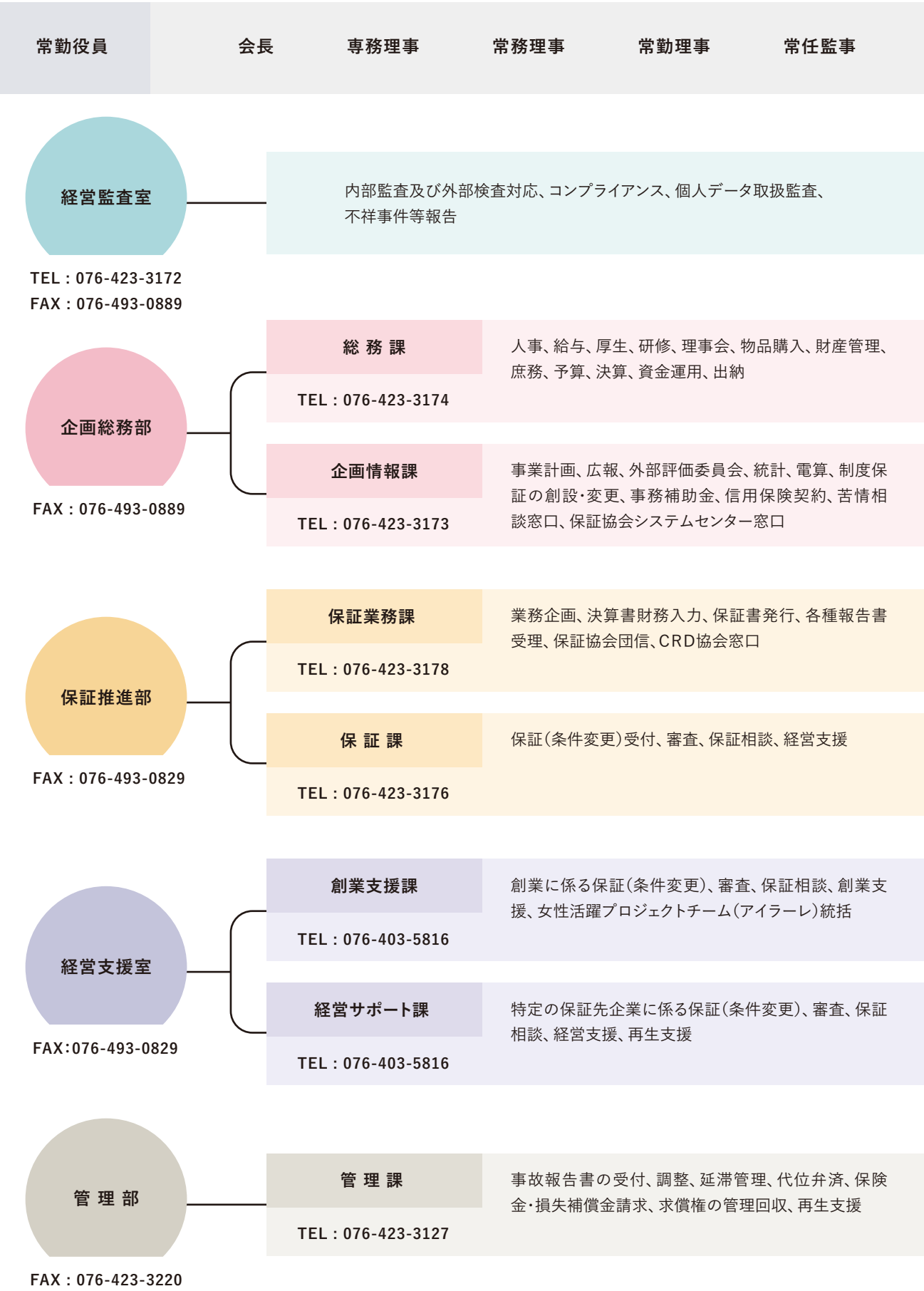
当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住所:富山市総曲輪2丁目1番3号

TEL:076-403-5818

部署名:企画総務部 企画情報課

富山県信用保証協会 機構・組織図 TEL：076-423-3171（代表）
(令和8年4月1日現在)



会長
浜田 満広



専務理事
堀口 正



常務理事
七尾 薫



常勤理事
寺西 一彦



常任監事
田中 新助

役職	氏名	備考
会長	浜田 満広	
専務理事	堀口 正	
常務理事	七尾 薫	
常勤理事	寺西 一彦	
理事(非常勤)	小杉 健	富山県商工労働部長
同	藤井 裕久	富山県市長会会長
同	舟橋 貴之	富山県町村会会長
同	庵 栄伸	富山県商工会議所連合会会長
同	宮本 光明	富山県商工会連合会会長
同	廣瀬 宏一	富山県中小企業団体中央会会長
同	能作 克治	高岡商工会議所会頭
同	下坂 立正	一般社団法人富山県機電工業会会長
同	大橋 聡司	一般社団法人富山県建設業協会会長
同	橋爪 宏昌	富山県商店街振興組合連合会会長
同	河野 繁郎	株式会社北陸銀行取締役執行役員
同	本井 衛	株式会社富山第一銀行取締役
同	森永 利宏	株式会社富山銀行取締役専務執行役員
同	鷲塚 一夫	富山県信用金庫協会会長
同	飯田 裕彦	富山県信用組合協会会長
常任監事	田中 新助	
監事(非常勤)	竹内 延和	高岡市副市長
同	堀 仁志	公認会計士

令和8年7月21日現在

ACCESS



経営監査室 TEL:076-423-3172 FAX:076-493-0889

企画総務部

□総務課 TEL:076-423-3174 FAX:076-493-0889

□企画情報課 TEL:076-423-3173 FAX:076-493-0889

保証推進部

□保証業務課 TEL:076-423-3178 FAX:076-493-0829

□保証課 TEL:076-423-3176 FAX:076-493-0829

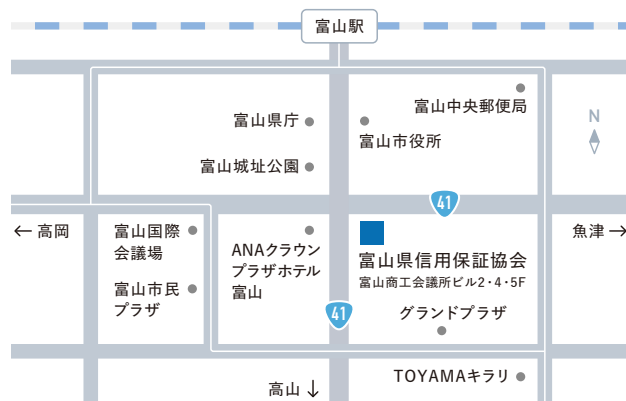
経営支援室

□創業支援課 TEL:076-403-5816 FAX:076-493-0829

□経営サポート課 TEL:076-403-5816 FAX:076-493-0829

管理部

□管理課 TEL:076-423-3127 FAX:076-423-3220



富山県信用保証協会

〒930-8565 富山県 富山市 総曲輪 2丁目 1番3号
富山商工会議所ビル2・4・5階
TEL:076-423-3171(代表)

URL <https://cgc-toyama.or.jp/>



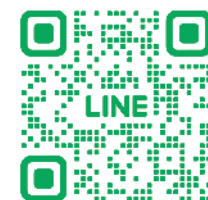
ホームページ



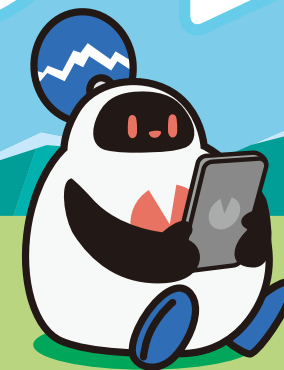
地域とともに、未来を紡ぐサポーター

富山県信用保証協会

LINE 公式アカウント お友だち募集中!



このQRコードから
友達追加してね!



LINE 公式アカウント だから、できる! わかる!

1

保証制度のご案内 セミナー、イベント情報の通知

中小企業者や金融機関、関係機関の皆さまを対象に、役立つ情報を発信します。通知画像をタップで、より詳細な情報をご確認いただけます。

2

大切なお知らせを LINEでお届け

営業時間の変更など、大事な情報をスムーズに受け取れます。

3

保証料や返済日の シミュレーションも可能

ご自身で概算のシミュレーションを行います。ご相談前や事業計画時にも。

4

最新のお知らせを 気軽にチェック

LINEから、HPや過去のチラシを閲覧できます。HPを検索する手間が省けます。

※お友だち登録だけでは、お名前・住所・電話番号などの個人が特定される情報は取得されません。



ディスクロージャー誌に関するアンケートにご協力ください
皆さまからいただいたご意見を今後の紙面づくりに活かしてまいります。

